

養父市文化会館(仮称)設計・監理業務に係る 公募型プロポーザル実施要領（説明書）

平成 29 年 12 月 26 日

養父市市民生活部 会館建設準備室

1 目的

本業務は、養父市文化会館（仮称）整備基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を十分に理解し、創造性や技術性に優れ、さらには設計を行う過程において市民や行政と一緒に進めていくことが重要となります。また、公共事業には、低廉な価格で良質な社会資本を整備、調達することが求められています。

一方、現在の厳しい施工業者発注環境から本業務設計が施工業者により適切に施工されるために、行政と民間事業者との対話を基調としたうえで、ECI（Early Contractor Involvement）等の方式を検討する必要があると考えています。

このことを踏まえ、養父市文化会館（仮称）の設計及び事業実施について広く提案を求め、設計者の提案内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務概要

（1）業務名

養父市文化会館（仮称）設計・監理業務（養公 29（委）第 10 号）

（2）業務内容

様々な事業方式に対応した、養父市文化会館（仮称）における基本設計、実施設計、工事監理、地形測量および現八鹿文化会館・公民館の解体設計、工事監理業務

※別紙1「養父市文化会館（仮称）設計・監理業務委託仕様書」による。

（3）履行期間

設計業務期間は、契約締結の日から平成 31 年 7 月末日までとする。

※基本設計・実施設計期間において施工者の早期選定を予定している。

※申請期間、解体設計を含む

工事監理期間は、工事施工業者との契約締結後から平成 33 年 3 月末日までとする。

解体の工事監理期間は、新文化会館の開館後の約 6 か月程度を予定

（4）業務に係る見積限度額

見積限度額 169,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積限度額を超過した場合は失格とする。

※全体業務委託料並びに全体業務を構成する各業務ごとの委託料については、金額の範囲内で事業者決定の後に契約段階で協議するものとする。

（5）成果品

※別紙1「養父市文化会館（仮称）設計・監理業務委託仕様書」による。

（6）その他

- ①本業務の仕様書は、別紙 1「養父市文化会館（仮称）設計・監理 業務委託仕様書」のとおりである。
- ②手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

3 参加資格

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者（単体企業）とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ②当該公告の日から参加表明書の提出まで、養父市指名停止基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）による指名停止を受けていないこと。
- ③平成 19 年度から公告の日までの間に、固定席 400 席以上のホール又は延床面積 4,000 m²以上の同種または類似の新築（改築）受注・履行した実績が 1 件以上あること。
- ④経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう）にないこと。
- ⑤国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ⑥提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- ⑦適切なセキュリティポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- ⑧配置予定技術者を含む業務執行体制に対して、支援が可能な体制を有すること。
- ⑨建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。
- ⑩建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

※同種とは、プロセニウム型舞台を有する建物の基本設計もしくは実施設計に関する業務とする。

※類似とは、プロセニウム以外の舞台を有する建物の基本設計もしくは実施設計に関する業務とする。

(2) 配置予定技術者に対する要件

- ①管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者および工事監理者は一級建築士であること。
- ②建築（構造）担当主任技術者は一級建築士又は構造設計一級建築士であること。
- ③建築設備（電気）担当主任技術者及び建築設備（機械）担当主任技術者は、建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士であること。
- ④管理技術者、各担当主任技術者（意匠、構造、電気、機械）は、それぞれ 1 名ずつとし、これらは兼任することはできない。
- ⑤管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
- ⑥建築（構造）担当主任技術者及び建築設備（電気）担当主任技術者、建築設備（機械）担当主任技術者は、協力事務所の者でも可とする。

- ⑦配置予定技術者は、本プロポーザルの参加表明書の受付日以前に、参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- ⑧構造分野の協力事務所は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、応募者の組織内に該当する資格者が所属している場合は、この限りではない。
- ⑨設備分野の協力事務所は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、応募者の組織内に該当する資格者が所属している場合は、この限りではない。
- ⑩管理技術者は、平成19年度から公告の日までの間に、固定席400席以上のホール又は延床面積4,000㎡以上の同種または類似の新築（改築）受注・履行した実績が1件以上あること。
- ⑪建築コスト管理士または建築積算士の資格を有する者を配置すること。（他の配置予定技術者との兼任および協力事務所の者でも可とする。）
- ⑫ランドスケープデザイン担当者を配置すること。（協力事務所の者でも可とする。）

4 選定方法

(1) 選定方法

二段階審査の公募型プロポーザル方式で行う。

(2) 第一次審査

参加表明書等の内容について資格審査を行う。

※資格審査を通過した者はすべて本審査へ進む。

(3) 本審査

第一次審査で選定された者（以下、「一次通過者」という。）に本審査を実施し、評価を行う。

本審査の評価点の最も点数の高い者を優先交渉権者とする。

5 スケジュール

	項 目	期 日
第 一 次 審 査	・ 公募開始	平成29年12月26日（火）
	・ 参加表明書等に関する質問書の提出期限	平成30年 1月11日（木）午後5時まで
	・ 参加表明書等に関する質問書の回答	平成30年 1月15日（月）
	・ 参加表明書等の提出期限	平成30年 1月18日（木）午後5時まで
	・ 参加資格選定通知	平成30年 1月23日（火）
本 審 査	・ 提案書等に関する質問書の提出期限	平成30年 2月19日（月）午後5時まで
	・ 提案書等に関する質問書の回答	随時
	・ 提案書等の提出期限	平成30年 2月22日（木）午後5時まで
	・ 本審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	平成30年 3月 1日（木）（予定）
	・ 特定結果通知	平成30年 3月 6日（火）（予定）
	・ 優先交渉権者との協議	平成30年 3月 9日（金）（予定）
	・ 業務委託契約締結	平成30年 3月15日（木）（予定）

* 現地確認については、一次通過者に別途案内を予定している。

6 募集要項等の配布

(1) 配布資料

・ 第一次審査に関する資料

(資料 1) 実施要領 (説明書) (本資料)

(資料 2) 提出書類作成及び第一次審査評価要領

(様式第 1 号) 参加表明書

(様式第 2 号) 会社実績調書

(様式第 3-1~7 号) 配置予定技術者調書

(様式第 4 号) 契約実績に係る証明書

(様式第 5 号) 技術評価点自己採点表

(様式第 6 号) 参加表明書等に関する質問・回答書

(様式第 7 号) 参加辞退届

・ 本審査に関する資料

(資料 3) 提案書等作成及び本審査要領

(様式 A) 提案書等表紙①

(様式 B) 提案書等表紙②

(様式 C) 業務実施方針及び設計提案

(様式 D) 設計工程計画

(様式 E) 提案書等に関する質問・回答書

・ 関連資料

(別紙 1) 業務委託仕様書

(別紙 2) 養父市文化会館 (仮称) 整備基本計画 ※養父市ホームページよりダウンロードのこと

(別紙 3) 設計業務等委託契約書

(別紙 4) 敷地図

(別紙 5) 現八鹿文化会館の既存一般図 (第一次審査で選定された者には別途詳細図を配付)

(2) 配付場所

養父市ホームページからダウンロード

(<http://www.city.yabu.hyogo.jp/>)

(3) 配付期間

平成 29 年 12 月 26 日 (火) から

7 参加表明書等に関する質問書の提出及び回答

(1) 受付期間 平成 29 年 12 月 26 日 (火) 午前 9 時から

平成 30 年 1 月 11 日 (木) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

①電子メールのみの受付とする。電話及び口頭での質問、FAX、郵送並びに直接持参等は不可とする。

②質問内容を(様式第 6 号) 参加表明書等に関する質問・回答書にし、電子メールの件名を「養父市文化会館(仮称) 設計・監理業務に係る質問」とし質問書を添付のうえ、下記の送信先まで送信すること。

(3) 送信先 youkakouminkan@city.yabu.lg.jp (養父市市民生活部 会館建設準備室)

※電子メール送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(4) 回答方法

平成 30 年 1 月 15 日(月)までに養父市ホームページで回答する。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

(様式第 1 号) 参加表明書

(様式第 2 号) 会社実績調書

(様式第 3-1~7 号) 配置予定技術者調書

(様式第 4 号) 契約実績に係る証明書

(様式第 5 号) 技術評価点自己採点表

※同種業務又は類似業務、表彰等の実績として記載した業務内容が確認できる資料の写し(契約書、特記仕様書、業務計画書、表彰状等)を提出すること。また、配置予定技術者の資格等について、登録・資格等が確認できる資料の写し(登録・資格証明書、表彰状等)を提出すること。

(2) 提出部数 2部(CD-R もしくは DVD-R による電子データを別に 1 枚)

(3) 提出期間 平成 29 年 12 月 26 日(火) 午前 9 時から

平成 30 年 1 月 18 日(木) 午後 5 時まで

※水曜日を除く

(4) 提出場所 〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 八鹿公民館

養父市市民生活部 会館建設準備室

TEL : 079-662-6141 FAX : 079-662-3201

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留に限る。提出期限内に必着のこと。)

※電子メール、FAX での提出は受け付けない。

9 第一次審査結果の通知

参加資格の審査結果は選定通知書(通知第 1 号)又は非選定通知書(通知第 2 号)により、平成 30 年 1 月 23 日(火)に参加表明者に通知する。

10 提案書等に関する質問書の提出及び回答

(1) 受付期間 平成 30 年 1 月 23 日(火) 午前 9 時から

平成 30 年 2 月 19 日(月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

①電子メールのみの受付とする。電話及び口頭での質問、FAX、郵送並びに直接持参等は不可とする。

②質問内容を**提案書等に関する質問・回答書（様式 E）**に入力し、電子メールの件名を「養父市文化会館（仮称）設計・監理業務に係る質問」とし質問書を添付のうえ、下記の送信先まで送信すること。

(3) 送信先 youkakouminkan@city.yabu.lg.jp（養父市市民生活部 会館建設準備室）

※電子メール送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(4) 回答方法

養父市より随時回答する。全体共通質疑は、ホームページに掲載し、個別質疑は質疑者のみへメールにて回答を送信する。また希望する者に対しては、途中で事務局等との質疑の機会を設ける。日程は、参加資格決定通知から約 1 週間後をめどとする。詳細については、参加資格決定通知後に各応募予定者に連絡する。

1.1 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

(様式 A) 提案書等表紙①

(様式 B) 提案書等表紙②

(様式 C) 業務実施方針及び設計提案

(様式 D) 設計工程計画

(様式 E) 提案書等に関する質問・回答書

(2) 提案書等の提出

①提出期間 平成 30 年 1 月 23 日（火）午前 9 時から

平成 30 年 2 月 22 日（木）午後 5 時まで

※水曜日を除く

②提出場所 7 の（4）に同じ

③提出方法 7 の（5）に同じ

(3) その他

①提出期限後の提案書の追加・修正、差替えは原則認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、資料の追加提出を求めることがある。

②参加を辞退する場合は、**参加辞退届（様式第 7 号）**を八鹿公民館に持参又は郵送にて提出すること。

1.2 本審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

(1) 評価基準

(資料 3) 提案書等作成及び本審査要領とする。

(2) 平成 30 年 3 月 1 日（木）（予定）にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時間及び会場は、別途通知する。プレゼンテーションの順番は、参加表明書の到着順とする。

(3) 1 社ずつの呼び込み方式とし、1 社の持ち時間は、説明 15 分、質疑応答 35 分の計 50 分とする。

（質疑応答は、必要に応じて調整する場合がある。）

(4) 説明者は、補助者を含めて 5 名以内とする。説明者には、管理技術者と建築（意匠）担当主任技

術者を必ず加えることとする。

- (5) プレゼンテーションの内容は自由とする。(提出のあった提案書と工程表のみでも良い。追加資料も認める。)
- (6) パワーポイントの利用は可能とする。また、会場に準備するスクリーン及びプロジェクター(EPSON 製 LCD PROJECTOREB-W10) は利用可能とする。その他、プレゼンテーションに必要な機器については提案者が用意すること。
- (7) 優先交渉権者等の特定方法

評価委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを優先交渉権者、次点のものを次順位交渉権者としてそれぞれ特定する。ただし、本審査評価表の内容の評価点が、満点の 60% 未満となる場合は、優先交渉権者及び次順位交渉権者としては特定しない。

- (8) 審査結果の通知

本審査の結果は、平成 30 年 3 月 6 日(火)(予定)に全ての本審査参加者に**提案書の特定通知書(通知第 3 号)**又は**提案書の非特定通知書(通知第 4 号)**により通知する。

また、審査結果の概要については、養父市のホームページで公表する。

1.3 提案書の無効

次の事項いずれかに該当した場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案者が実施要領「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出を求めた書類を期限までに提出しなかった場合
- (4) 本提案募集において、他者の代理人、共同事業者として提案した場合
- (5) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている場合
- (6) 提出後に見積金額を訂正した場合
- (7) 本要領に定められた以外の手法により、委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的間接的に求めた場合
- (8) 様式 B から E において、社名や商標、記号等の参加表明者及び提案者を認識できるものが表示されている場合。
- (9) 上記に掲げるものの他、提出書類に重大な記載不備等があり養父市が無効であると判断した場合

1.4 評価委員会

委員長 光多 長温 ((公財)都市化研究公室理事長)
 木下 光 (関西大学環境都市工学部教授)
 櫻井 春輔 (神戸大学名誉教授)
 正木 啓子 ((公財)日本都市計画学会関西支部顧問)
 横守 稔久 (兵庫県芸術文化センター プロデューサー)
 西田 浩次 (副市長)

1 5 契約

(1) 「10 本審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)」により選定された優先交渉権者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議合意した後に委託契約を締結する。協議は、平成30年3月9日(金)(予定)に行う。

なお、当該事業者が提案した内容は、仕様書(別紙1)に規定されたものとみなす。

優先交渉権者と合意できない場合や、契約締結までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合、又は事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次順位交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を実施する。

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 提案、見積された内容・金額をそのまま委託するものではないこと。

協議の上、提案の一部を変更若しくは金額の変更をする場合がある。

イ 業務の全部または一部について、養父市の承諾なく他者に再委託することはできない。

1 6 スケジュール

基本設計期間 契約締結後～平成30年10月末

実施設計期間 平成30年11月～平成31年7月末(申請期間を含む)

*基本及び実施設計の期間については上記を目安とし、短縮の提案を求める。

工事期間 設計完了後～平成33年3月末(検査、付帯工事、引越期間含む)

解体工期 新文化会館の開館後に約6ヵ月程度を予定

1 7 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類については返却しない。ただし、不採用となった場合には、養父市で定めた保存年限満了後、養父市の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しない。

提案書等提出書類は法人等の技術、ノウハウ等の情報にあたるため非公開とする。

(3) 提出された書類等は必要に応じて複写する。

(4) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

(5) 参加者が1者のみの場合も成立するものとする。

(6) 提出された書類に記載された、配置予定技術者は、病気、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更することはできない。

(7) 地盤調査は別途実施を予定している。

(8) CM業務を阪急コンストラクション・マネジメント株式会社が実施している。

(9) 設計期間中は(仮称)設計会議を開催すること。施工者選定後は(仮称)設計・施工者調整会議を開催すること。

(10) 情勢の変化によっては、本公募は途中で中止する場合がある。

担当課（問合せ先）

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 八鹿公民館
養父市市民生活部 会館建設準備室 古段、圓山、山内、濱

TEL : 079-662-6141 FAX : 079-662-3201

Eメール : youkakouminkan@city.yabu.lg.jp